

浄化槽整備促進事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）				部局名	環境エネルギー部			
短期アクションプラン	テーマ	テーマ6 再生可能エネルギーによる産業振興と地域活性化、国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	施策	施策2 国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	目的	県土の7割を占める豊かな森林資源や湧水等の水資源など、県民にとって貴重な財産である自然環境を守りながら、地域の産業や暮らしに活かし、次世代につないでいく。						
	目標指標(R2)	自然公園利用者数	14,000千人					
	策定時の実績	11,255千人(H27)	現状	11,300千人(H28)	主要事業	安全で良好な生活環境の確保		
事業名	浄化槽整備促進事業費			担当課・担当	水大気環境課 水環境担当			
事業開始年度	平成28年度			事業終了(予定)年度	令和7年度			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想における浄化槽の目標普及率9.6%(令和7年度)の達成に向け、合併処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽に転換する事業において、市町村が住民負担を軽減する場合に市町村に対し浄化槽設置費用等の一部を補助することにより、合併処理浄化槽への転換を促進するもの。							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	①市町村の浄化槽整備区域内において、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を行う場合、合併処理浄化槽設置費用に対して補助する(個人負担額の約1/3を補助)。また、これに加えて、市町村が国交付金の基準額以上の助成を行う場合に加算補助として市町村補助額の上乗せ額と同額を加算。 ②市町村が、市町村設置型で合併処理浄化槽を整備する場合、浄化槽設置費用の個人負担額に対して補助する(個人負担額の約1/2)。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由:浄化槽設置主体が市町村又は住民本人となるため、県は、第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想における浄化槽の目標普及率にむけて、設置主体への費用負担軽減を図る補助金を交付するもの。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	浄化槽整備促進事業費	40,629	70,111					
		(最終予算額)						
	計	40,629	70,111	0	0	0		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金							
	繰入金							
	その他特定財源							
	一般財源	40,629	70,111					
	計	40,629	70,111	0	0	0		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	補助を行った浄化槽の設置基数	活動実績	基	213	190			
		当初見込み	基	486	452	342		
	成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活排水処理施設普及率		成果実績	%	91.8	集計中			
		目標値	%	91.7	92.1	92.6	93	
		達成度	%	100.1				
合併処理浄化槽普及率		成果実績	%	8.2	集計中			
		目標値	%	8.1	8.2	8.3	8.4	
	達成度	%	101.2					
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

本県の公共用水域の水質保全を図るうえで、河川の汚濁負荷の大部分を占める生活排水対策は重要である。下水道等の面的整備になじまない中山間地において、合併処理浄化槽の設置が必要であるが、合併処理浄化槽設置費用は高額であることから設置者(県民)の補助要望もあり、合併処理浄化槽の整備促進に必要不可欠な事業である。
 平成28年3月に策定した「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」において、県では、今後10年を目途に各処理施設(下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽)の整備を概ね完了することとし、目標年次の令和7年度末の生活排水処理施設普及率目標を96%(中間年次の令和2年度末は93%)とした。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・河川の汚濁負荷の大部分を占める生活排水への対策は重要であり、下水道等の面的整備になじまない中山間地において、合併処理浄化槽の設置が必要である。 ・合併処理浄化槽設置費用は高額であることから設置者(県民)の費用負担の軽減は、合併処理浄化槽の整備促進に必要不可欠な事業である。 ・平成28年3月に策定した「第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想」において、県では、今後10年を目途に各処理施設(下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽)の整備を概ね完了することとし、目標年次の令和7年度末の生活排水処理施設普及率目標を96%(中間年次の令和2年度末は93%)とした。 ・平成29年度末の実績は目標を達成している。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	C	・事業費は、市町村事業の補助金が主であり、市町村の事業支出が適正であることを確認したうえで、県の補助金適正化規則、補助要綱に基づき執行しており、妥当である。 ・補助金の対象は、事業効果が高い「リフォームの場合(新築を除く)」に限定している。 ・補助金は、国の補助制度の負担部分や個人負担部分以外の部分に充当している。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割妥当性	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	現在、浄化槽整備に係る国の補助制度があり、市町村は応分の負担をしているところ。県は、県全体の普及率の底上げを図る観点から、設置者の費用負担を軽減する県独自の取組みとして実施している。
今改善の課題等	生活排水処理施設(下水道等を含めたもの)の普及率が9割を超え、整備対象となる家屋は限られ、加えて、高齢者や単身者のみの世帯の割合が高くなってきており、事業を進めるのが難しくなっている。このため、市町村やし尿収集事業者と連携して、合併処理浄化槽の整備について効果的に周知するとともに、合併処理浄化槽への転換が必要となる世帯の実情を把握しながら、浄化槽普及率の向上に取り組んでいく。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない